

三重県職員防災人材育成指針（仮称）骨子案について

令和元年 9月25日
防災企画・地域支援課

現在各部局の参画を得て実施している庁内検討ワーキングでの検討内容を参考に、職員の「現状と課題」を整理し、「求められる職員像」を定め、「行動原則」と「育成の方向性」を整理し、骨子案としてまとめました。

1. 育成指針骨子案について

(1) 行政職員の現状等について（別紙 骨子案 P.1）

① 行政職員の現状の概要

- ・過去に被災経験が無いため、自らがすべき行動がわからない状況になっている。
- ・平常時から防災・減災について我が事として日常的に取り組めていない。

② 行政職員に必要とされていること

- ・三重県職員にとっての最大の使命は、県民の生命と財産を守ることであることから、災害発生後であっても、行政機能を継続することが必要です。
- ・災害発生後は、災害関連死を防止することはもとより、被災者の早期の生活再建や、復旧・復興を成し遂げていくことが必要です。

(2) 災害対応時の現状と課題（別紙 骨子案 P.2）

人材育成上、どのような職員を目指すべきかについて検討するため、予め現状の課題を整理しました。最初に過去の大規模災害で対応を行った行政職員に見られた課題を紹介した上で、三重県職員における課題を記載します。

なお、大きく次の4つの課題として整理します。

- 課題1 災害（被災）イメージの欠如
- 課題2 災害対応の全体像がわからない
- 課題3 災害対策本部運営手法がわからない
- 課題4 個別業務がわからない

（参考）庁内検討ワーキングの検討で出た主な課題

- ・南海トラフ地震後の状況について具体的にイメージできていない。
- ・自分自身が被災すると考えていない。
- ・被災地で実際に生じている様々な情報を収集・共有していない。
- ・発災後にどの部局と連携の必要があるのか理解が進んでいない。
- ・自らの業務は理解できるが県全体の動きは把握できない。
- ・普段から顔の見える関係構築が発災後の対応にも重要であるとの認識が低い。

(3) 「職員像」について (別紙 骨子案 P.3)

行政職員の現状等や、行政職員に求められていること、SDGs の考え方などから目指すべき職員像を次のとおり検討しました。

【職員像】

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が我が事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員

(4) 「行動原則」について (別紙 骨子案 P.4)

職員像に沿った行動を行えるよう、職員の具体的な行動に関する指針となる「行動原則」を記載します。

なお、過去の大規模災害における職員の証言として、平常時に培った能力が災害時に活かした事例があったことから、災害時においても職員の行動は、職員行動指針「五つの心得」が重要であることとします。

また、災害への備え、及び発災後の職員の対応として災害対応の原則として定着している「プロアクティブの原則」と庁内検討ワーキングで出た意見を基に検討した次の「5つの行動原則」を記載したいと考えています。

【プロアクティブの原則】

- 疑わしいときは行動せよ
- 最悪の事態を想定して行動せよ
- 空振りには許されるが、見逃しは許されない

【5つの行動原則】

行動原則1 被災地から学び備える

行動原則2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る

行動原則3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する

行動原則4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する

行動原則5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

(5) 防災人材育成の方向性 (別紙 骨子案 P.5)

平常時は「三重県職員人づくり基本方針」で定める職員像を目指して能力向上を図ることから、防災人材育成は、これらを補完するため、(2)に記載した4つの課題に「心構え」を加えた5項目を向上すべき能力として整理します。

- 項目1 災害（被災）イメージ力の向上
（ ⇒ 災害を疑似体験できる研修の開催や、疑似体験できる機会の創出）
- 項目2 災害対応の全体像の理解
（ ⇒ 災害対応全体像を把握できる研修の開催）
- 項目3 災害対策本部運営能力の向上
（ ⇒ 図上訓練以外に本部運営手法に関する研修の開催）
- 項目4 個別業務の処理能力の向上
（ ⇒ 部局別防災研修の開催）
- 項目5 心構え
（ ⇒ 育成指針の周知）

また、向上すべき能力と取組の方向性は、各職員の役割に応じて異なることから、「役割別」と「階層別」に分け、それぞれ記載する予定です。

「役割別」…災害対策統括部配備要員、地方統括部配備要員、緊急派遣チーム、各部局職員といった、災害対応において予め各職員に割り当てられた役割

「階層別」…主任級職員、課長級職員といったように組織としての業務遂行の役割に応じて分けられた階層

上記で整理する取組を通じて、5年以内に全ての職員が行動原則に沿った知識や心構えが身につくようにしていきたいと考えています。

2. 骨子案に関する意見照会について

三重県職員の防災人材育成は、全職員に関わるものであることから、各所属で議論・意見交換を行い、その意見についても集約し指針へ反映させたいと考えています。

つきましては、各部局等防災担当を通じて依頼させていただきますので、各所属で検討の上、各部局等において意見集約をお願いします。

3. 今後の予定

庁内の意見を集約し指針への反映を検討したうえで中間案をまとめます。

なお、今後のスケジュール（予定）は下記のとおりです。

【今後のスケジュール】

- 10月 8日 県議会防災県土企業常任委員会…骨子案の説明
- 10月18日 庁内意見集約の提出期限
- 11月 5日 防災・減災対策検討会議（有識者会議）…中間案を議論
- 11月 防災対策会議幹事会・防災対策会議…中間案の検討
- 12月 県議会防災県土企業常任委員会…中間案の説明
- 1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）…最終案を議論
- 2月 防災対策会議幹事会・防災対策会議…最終案を検討
- 3月 県議会防災県土企業常任委員会…最終案の説明
- 3月 防災会議で報告